

## 生産緑地の抵当権を有する方へ(ご案内)

生産緑地を「特定生産緑地」に指定するには、農地等利害関係人全員分の同意が必要です。

農地等利害関係人は、市役所から代表者宛てにお送りしている「特定生産緑地指定同意書」に記入・押印(実印)のうえ、印鑑証明書(※提出日から3か月以内に発行されたもの)の提出が必要です。

同意書の記載例については、次ページに掲載しています。

◎「生産緑地」及び「特定生産緑地」とは

制度の概要については、大和市のホームページ及び窓口でも公開しております。必要に応じて、ご利用ください。

◎農地等利害関係人とは、以下のような土地に関する権利者及び登記名義人をいいます。

### 所有権

対抗要件を備えた地上権、賃借権

登記した永小作権、先取特権、質権、抵当権

を有する者

これらの権利に関する仮登記、差押えの登記

農地等に関する買戻しの特約の登記

の登記名義人

※農地等利害関係人は、土地全部事項証明書(登記簿謄本)の「権利部」で確認できます。

### 問い合わせ先

大和市役所 街づくり計画課 都市計画係  
〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1  
電話：046-260-5443 ※土日祝日を除く  
午前8:30～12:00、午後1:00～5:00

# 記載例

特定生産緑地指定同意書 ～抵当権者、根抵当権者の場合～

※所有者は、抵当権の債権者に「同意書への記入・押印」と「印鑑登録証明書の提出」を依頼してください。

提出書類（２） 抵当権者用

所有者 No.567  
債権者：株式会社ヤマトン銀行 様用

特定生産緑地指定同意書

① 提出日をご記入ください。 令和 3 年 ● 月 ● 日

大 和 市 長 あて

所在地 大和市大和南一丁目8番1号

氏 名 株式会社ヤマトン銀行 代表取締役 ヤマトン 実印

電 話 046 — 260 — 5443

昭和49年法律第68号）第10条の2第1項に規定

② 記載内容を確認のうえ、権利者の情報をご記入ください。必ず実印（印鑑証明書と同一の印）を押印してください。

指定同意 (○・×)	生産緑地 地区番号	所 在 及 び 地 番	地 積 (㎡)	所有者の氏名	共 有 者 の 有 無	権 利 の 種 類
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 7	400	大和 太郎	有	抵当権
○	901	大和市下鶴間一丁目 3041 番 8	123	大和 太郎	有	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 1	151	大和 太郎	無	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 2	360	大和 太郎	無	抵当権
○	951	大和市下鶴間一丁目 2830 番 3	79	大和 太郎	無	抵当権
×	<del>951</del>	<del>大和市下鶴間一丁目 2830 番 4</del>	<del>66</del>	<del>大和 太郎</del>	<del>無</del>	<del>抵当権</del>

③ 指定に同意する場合に○を、指定に同意しない場合に×を、記入してください。

④ 記載された生産緑地のうち、所有者が指定を希望しない筆がある場合のみ、所有者は、対象の筆の情報を二重線で消してください。抵当権の債権者は、訂正印として、実印を押印してください。必ず申出書及び他の同意書の内容と照合し、内容が一致していることをご確認ください。